

計画の推進体制

① 庁内の連携体制

この計画を推進するにあたっては、障がいのある人の就労支援や地域生活への移行支援など、福祉分野だけでなく、保健・医療をはじめ、人権、産業・雇用、教育、住宅など多様な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課との連携、調整を図りながら計画を推進します。

② 京都府・周辺自治体との連携

障がい福祉サービスの提供及び就労支援にあたっては、周辺自治体を含めた府内全域における調整とネットワーク化が必要となるため、乙訓圏域障害者自立支援協議会や京都府・近隣市町との連携を図りながら、計画を推進していきます。

③ 関係機関との連携

障がい福祉サービスの見込み量の確保やサービスの質の向上にあたっては、サービス提供事業所をはじめとする、関係機関との連携が不可欠です。乙訓圏域障害者自立支援協議会において、乙訓圏域の課題について情報を共有し、連携の緊密化を図り、体制の整備について協議します。また長岡京市の障がい者ネットワーク連絡調整チーム会議やケアマネジメント会議等を通して、関係機関と情報や課題を共有し、計画を推進していきます。

④ 計画の評価・点検

この計画の評価については、各年度、計画に定める数値目標などの検証を行い、「地域健康福祉推進委員会障がい福祉部会」や乙訓圏域障害者自立支援協議会へ報告するとともに、課題事項については翌年以降の施策実施へと反映します。また、その過程において、関係者の参画を求め、幅広い立場から意見を聴き、計画の全体的な実施状況を評価・点検します。

「障害」と「障がい」の表記について

長岡京市では、「障害」という言葉が人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記しています。これは、「害」の漢字の否定的なイメージから、人に対して使用することが障がい者への差別や偏見を助長しかねないため、障がいのある人の人権を尊重すること、市民の障がいのある人への理解を深めることを目的とするものです。

ただし、国や府が定めた法律の用語や団体などの固有名詞は、元の表記に合わせて「障害」と漢字表記しているため、計画書では「障害」と「障がい」の2つの表記が混在しています。

長岡京市障がい福祉計画（第三期計画）

概要版 平成24年3月

発行：長岡京市 健康福祉部 障がい福祉課

〒617-8501 京都府長岡京市開田1丁目1番1号

TEL: (075)955-9549 FAX: (075)952-0001

E-mail: syougai-fukushi@city.nagaokakyo.kyoto.jp



長岡京市障がい福祉計画

第三期計画

概要版



長岡京市

🌸 計画策定の趣旨

本計画は、「第四次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画」の基本理念「**自分らしく生きることができるまち 住み続けたいまち ながおかきょう**」の実現を目指して、障害者自立支援法に定める障がい福祉サービスの必要量を見込むとともに、その確保のための方策を定めるものです。

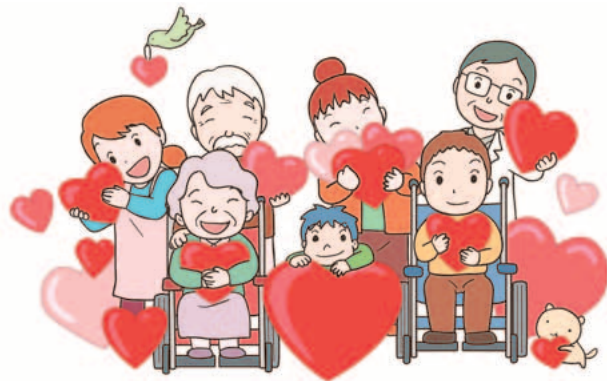
国の法律や制度が変わり、障がいのある人を取り巻く環境は大きな転換期を迎えています。「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の目的を踏まえつつ、国の基本指針(平成18年厚生労働省告示第395号)に沿って、長岡京市における、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障害等の障がいのある人に対する支援体制をさらに充実させていきます。

🌸 計画の期間

計画期間は、平成24年度～26年度の3年間です。
なお、計画期間中には、**障害者自立支援法**の改正が予定されており、国の指針等に従い見直しを行う可能性もあります。

平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
障がい福祉計画(第二期計画)			障がい福祉計画(第三期計画)			
第三次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画			第四次長岡京市障がい者(児)福祉基本計画			

🌸.....🌸 計画の基本理念 🌸.....🌸



「自分らしく生きることができるまち 住み続けたいまち」
“ながおかきょう”

🌸 長岡京市の現状

🔵 障がい福祉サービスの利用状況の推移

- 障がい福祉サービス支給決定者数と総費用額は年々増加しています。特に、訪問系サービスと日中活動系サービスの増加率が高くなっています。
- 一人あたり費用額は年々増加していますが、国の一人あたり費用額を下回っています。

長岡京市障がい福祉サービスの推移(各年度3月) (人、千円)

	20年度	21年度	22年度	増加率 (21・22年度比)
支給決定者数	475	519	560	7.9%
実利用者数(A)	392	444	499	12.4%
総費用額(B)	55,224	63,145	79,706	26.2%
訪問系サービス	11,351	15,603	20,045	28.5%
日中活動系サービス	35,103	38,815	50,275	29.5%
居住系サービス	8,770	8,727	9,386	7.6%
一人あたり費用額(B÷A)	141	142	160	12.7%
国一人あたり費用額(※)	154	171	168	-1.8%

※厚生労働省ホームページ「障害福祉サービス等の利用状況について」より

🔵 調査等からみる現状と課題

サービスの種別	【重点的課題】～本計画期間中に特に取り組むべき課題
訪問系サービス	●サービス量の確保 ●障がいやその特性に応じたニーズに対応できる人材の確保と育成
日中活動系サービス	●障がいやその特性に応じた日中活動の場の確保 ●人材の確保と育成によるサービスの質の向上
短期入所、 日中一時支援事業	●圏域内でのサービス量の確保 ●利用しやすい環境の整備
居住系サービス	●グループホーム、ケアホームの確保 ●職員の確保と質の充実 ●利用者の高齢化、重度化への対応
相談支援	●事業所間の情報共有化による相談支援体制の確立 ●権利擁護支援体制の整備 ●専門的な相談機能、情報提供機能の強化

🌸 平成26年度の数値目標

福祉施設の入所者の地域生活への移行



福祉施設から一般就労への移行



🌸 障がい福祉サービス

訪問系サービス	内 容	見込量(1か月あたり)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。	3,100時間	3,800時間	4,500時間
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人が対象で、居宅で入浴、排泄、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的にを行います。	2,800時間	3,050時間	3,250時間
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象で、行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。	850時間	950時間	1,050時間
同行援護 (平成23年10月 から新設)	重度の視覚障がいにより、移動が困難な人に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助を行います。	400時間	400時間	400時間
重度障害者等 包括支援	常時介護の必要性が著しく高く、障害程度区分6でありかつ、意思疎通が困難な人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。	0 時間	0 時間	0 時間

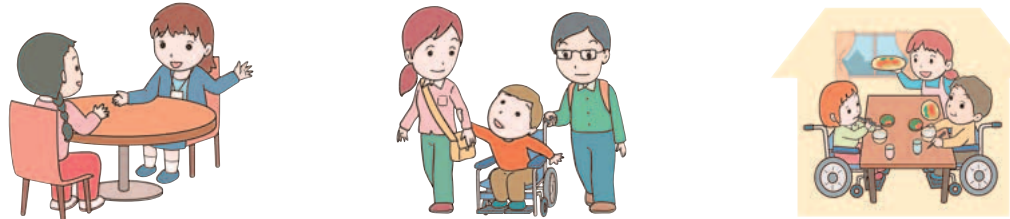
日中活動系サービス	内 容	見込量(1か月あたり)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	常に介護を必要とする人が対象に、主に昼間に入浴や排泄、食事の介護、創作活動または生産活動の機会を提供します。	3,200人日	3,300人日	3,400人日
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	22人日	22人日	22人日
自立訓練(生活訓練)		100人日	110人日	120人日
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	100人日	100人日	100人日
就労継続支援A型	一般企業等への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	220人日	260人日	300人日
就労継続支援B型		1,500人日	1,600人日	1,700人日
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に対して、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行います。	17人	17人	17人
短期入所 (ショートステイ)	介護者が病気等の理由により、日常生活の介護を行うことができなくなった場合に、夜間も含め施設で入浴や排泄、食事の介護等を行います。	180人日	200人日	200人日

居住系サービス	内 容	見込量(1か月あたり)		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。	1人	2人	4人
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排泄、食事の介護等を行います。	40人	41人	42人
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排泄、食事の介護等のサービスを提供します。	50人	48人	46人

🌸 相談支援

指定相談支援	対 象	内 容	見込量(1か月あたり)		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人	障がい福祉サービスを利用するすべての障がいのある人	42人	84人	126人
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人	障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な便宜を供与します。	4人	4人	5人
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人など	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人などが、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談など対応に必要な便宜を供与します。	2人	2人	3人

相談支援事業	対 象	内 容	見込量		
			平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害者相談支援事業(委託)	障がいのある人や介護者	障がいのある人や介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。	10か所	10か所	10か所
基幹相談支援センター			協議	設置	設置
市町村相談支援機能強化事業			2か所	2か所	2か所



🌸 地域生活支援事業

🔹 実施事業とサービス見込量

必須事業		見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
成年後見制度利用支援事業（年度あたり見込量）		2件	2件	2件
コミュニケーション支援事業（年度あたり見込量）	手話通訳設置事業	2人	3人	3人
	手話通訳者派遣事業	32人分	33人分	34人分
	要約筆記奉仕員派遣事業	37人分	38人分	40人分
日常生活用具給付等事業（年度あたり見込量）	介護訓練支援用具	5件	5件	5件
	自立生活支援用具	30件	30件	30件
	在宅療養等支援用具	25件	25件	25件
	情報・意思疎通支援用具	25件	25件	25件
	排泄管理支援用具	430件	430件	430件
	住宅改修費	5件	5件	5件
移動支援事業（1か月あたり見込量）		1,200時間	1,250時間	1,300時間
地域活動支援センター事業（1か月あたり見込量）	基礎的事業	40人	45人	50人
		3か所	3か所	3か所
	機能強化事業	3か所	3か所	3か所

任意事業		見込量		
		平成24年度	平成25年度	平成26年度
福祉ホーム事業（1か月あたり見込量）		5人	5人	5人
訪問入浴サービス事業（年度あたり見込量）		3人	4人	5人
更生訓練費支給事業（年度あたり見込量）		3人	3人	3人
生活支援事業（年度あたり見込量）		4人	4人	5人
日中一時支援事業（1か月あたり見込量）		240時間	250時間	260時間
生活サポート事業（1か月あたり見込量）		1人	1人	1人
芸術・文化講座開催等事業（年度あたり見込量）		170人	170人	170人
奉仕員養成研修事業（年度あたり見込量）		45人	45人	45人
自動車運転免許取得教習費助成事業（年度あたり見込量）		3件	3件	3件
自動車改造費助成事業（年度あたり見込量）		3件	3件	3件

🌸 障がいのある児童への支援

🔹 実施事業

児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童、または今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がい児を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

🔹 サービス見込量

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援・放課後等デイサービス（1か月あたり見込量）	525人日	550人日	575人日
保育所等訪問支援	実施	実施	実施
障がい児相談支援（1か月あたり見込量）	35人	38人	40人

● 子どもの発達を支援するための通所サービスの変更点

児童福祉法が一部改正され、平成24年4月から子どもの発達を支援する通所サービスのしくみが変わりました。主な改正点は、次のとおりです。

■ 平成24年3月までの通所サービス

- 「障害者自立支援法」【申請先：市町村】
- 児童デイサービス
- 「児童福祉法」【申請先：児童相談所】
- 知的障がい児通園施設
- 難聴幼児通園施設
- 肢体不自由児通園施設（医）
- 「予算事業」【申請先：児童相談所】
- 重症心身障がい児（者）通園事業

■ 平成24年4月からの通所サービス

- 「児童福祉法」【申請先：市町村】
- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援



（注）サービスの利用には利用者負担が生じます。負担額は世帯の所得状況によって異なります。